

## 稲沢市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の確認の申請)

第2条 法第33条第1項の申請は、専用水道確認申請書（様式第1）によらなければならない。

(確認申請書記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による記載事項の変更の届出は、専用水道確認申請書記載事項変更届（様式第2）によらなければならない。

(専用水道の給水開始前の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出は、専用水道給水開始届（様式第3）によらなければならない。

(水道技術管理者設置の届出等)

第5条 専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、設置した日から10日以内に水道技術管理者設置届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、前項の届書に記載した水道技術管理者を変更したときは、変更した日から10日以内に水道技術管理者変更届（様式第5）を市

長に提出しなければならない。

(業務委託の届出等)

第6条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による届出は、業務委託届(様式第6)によらなければならない。

2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による届出は、業務委託契約失効届(様式第7)によらなければならない。

(受託水道業務技術管理者設置の届出等)

第7条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により業務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という。)は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第3項により受託水道業務技術管理者を設置したときは、設置した日から10日以内に受託水道業務技術管理者設置届(様式第8)を市長に提出しなければならない。

2 水道管理業務受託者は、前項の届書に記載した受託水道業務技術管理者を変更したときは、変更した日から10日以内に受託水道業務技術管理者変更届(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(専用水道の廃止の届出)

第8条 設置者は、専用水道を廃止したときは、廃止した日から10日以内に専用水道廃止届(様式第10)を市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。